

郡山市上下水道局職員肺がん検診実施要領

平成6年9月19日制定
平成8年5月20日一部改正
平成24年9月20日一部改正
平成25年7月31日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
〔上下水道局総務課〕

(対象者)

第1条 肺がん検診対象者（以下「対象者」という。）は、郡山市上下水道局職員のうち40歳以上の職員とする。

(検診)

第2条 検診は、次のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 胸部X線検査
- (3) 喀痰細胞診（以下「細胞診」という。）

2 前項第3号に掲げる細胞診の検査は、次のいずれかに該当する者を対象に実施するものとする。

- (1) 6ヵ月以内に血痰のあったもの
- (2) 50歳以上の者であって、喫煙指数（1日本数×喫煙年数）が600以上のもの（禁煙年数が10年以上の者を除く。）

(実施方法)

第3条 胸部X線検査及び細胞診による検査は、検診機関（以下「委託検診機関」という。）に委託して実施するものとし、その実施方法は次のとおりとする。

- 2 胸部X線検査は、デジタル撮影で行い、読影は、ダブルチェック方式とし、二重読影の結果必要と思われる者に対し、過去の胸部X線写真と比較読影を行うものとする。
- 3 細胞診は、問診により受診者を把握し、3日間蓄痰法によって行う。

(実施日程)

第4条 実施日程については、別に定める。

(結果報告)

第5条 委託検診機関は、検診結果を集団検診結果連名簿に同名簿の電算処理用フロッピーディスクに個人結果通知書を添えて、検査の日から30日以内に上下水道局に報告するものとする。

- 2 電算処理用フロッピーディスクは、処理後速やかに上下水道局が委託検診機関に返却するものとする。

(結果通知)

第6条 総務課長は、委託検診機関の報告に基づき、所属長を通じて速やかに受診者に通知するものとする。

(精密検査)

第7条 検査の結果「要精検」と判定された者は、共済組合員証を使用して速やかに医療機関で

精密検査を受けなければならない。

(事後指導)

第8条 検査の結果「要精検」と判定された者については、必要に応じ衛生管理者が精密検査等についての事後指導をするものとする。

(委託料)

第9条 委託料は、1件当たりの単価契約とする。

2 契約単価については、別に定める。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。